

職場における熱中症対策の徹底を要請

～ 令和 7 年 6 月 1 日から熱中症対策が義務化 ～



滋賀労働局（局長 ^{たわだ はるひこ} 多和田 治彦）は、職場における熱中症対策を徹底するため、製造業や建設業などで構成される 7 団体に対し、改正労働安全衛生規則により令和 7 年 6 月 1 日から義務化される熱中症対策の徹底を要請します。

《ポイント》

- 1 令和 7 年 6 月 1 日から、熱中症の重篤化による死亡災害を防止し、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見して適切に対処することを目的として、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」が義務付けられます。【参考資料 1】
- 2 気象庁の 3 ヶ月予報（本年 6 ～ 8 月期）によると、滋賀県を含む西日本では、平年より気温が高くなる見込みであり、熱中症による労働災害が多く発生することが懸念されます。
- 3 滋賀労働局長から、労働災害防止団体等 7 団体に対し、義務化された熱中症対策の要請書を手交します。 【参考資料 2 「要請書」】 【参考資料 3 「要請先団体一覧」】

※ 日時・場所

令和 7 年 6 月 2 日（月） 14：00 メド

滋賀労働局 局長室（大津市打出浜 14 番 15 号 4 階）

- 4 滋賀労働局では、労働基準監督署での指導等を通じて、事業者に対して、義務化された熱中症対策の周知徹底を図ることとしています。また、義務化された熱中症対策の周知の一環として、改正労働安全衛生規則の内容を記載したウェットティッシュを事業者等に配布する予定です。

是非、取材にお越しいただきますようお願いいたします。

上記担当にご連絡ください。

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

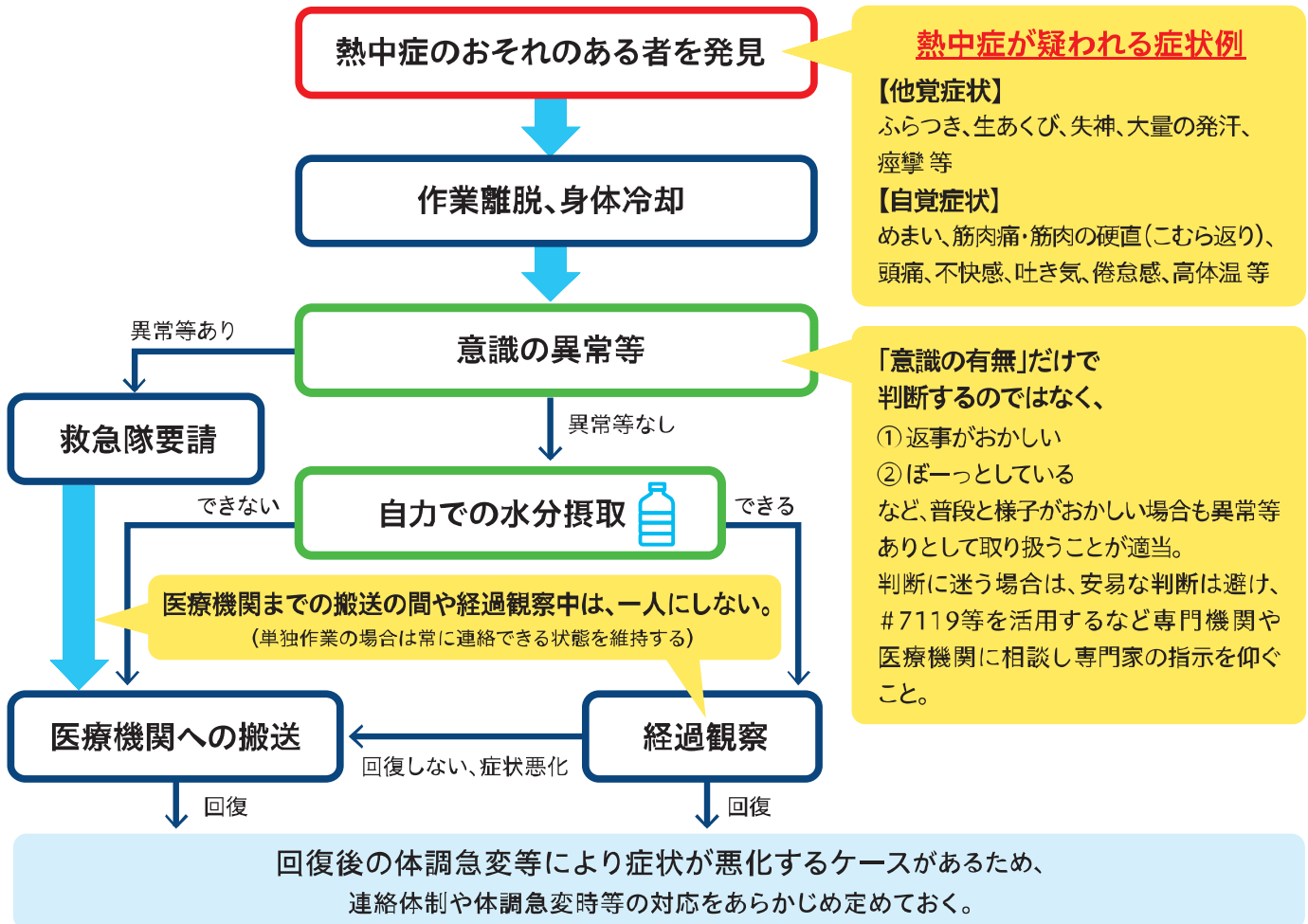
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

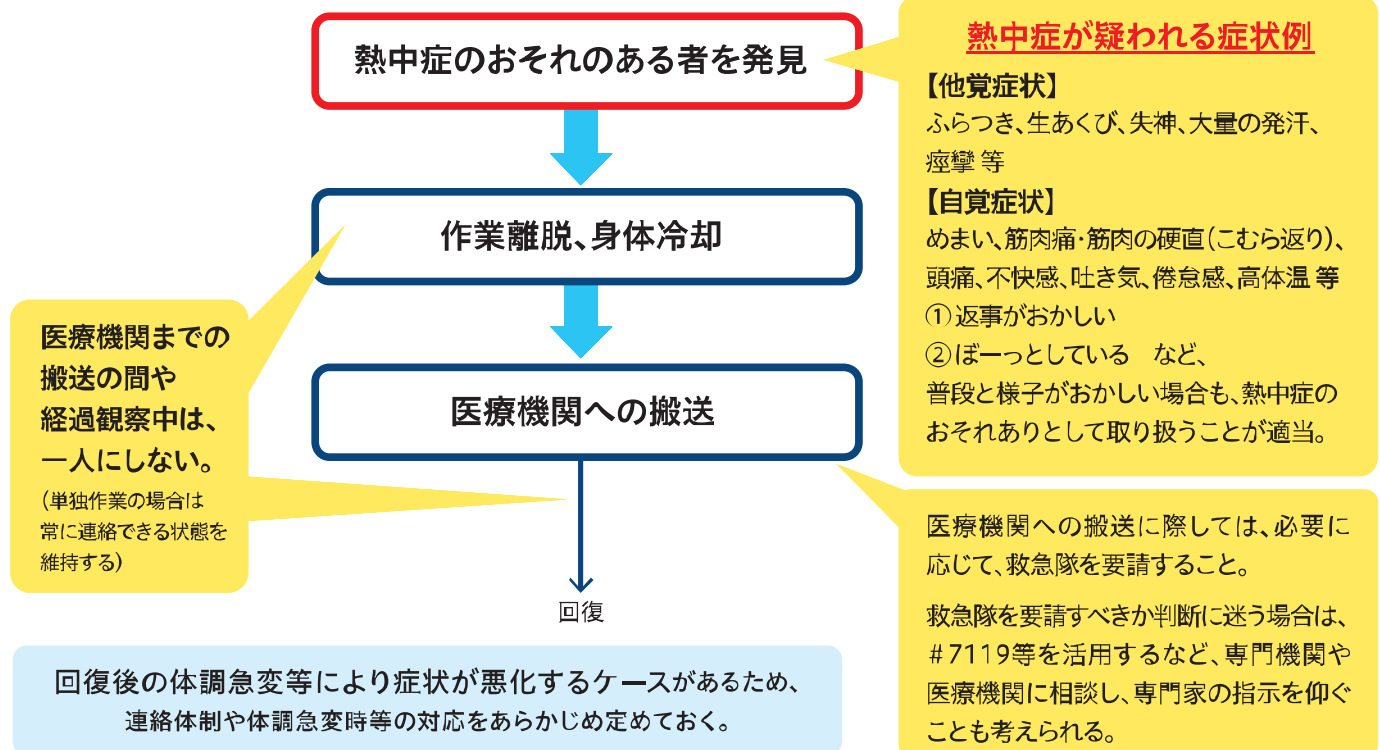
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



職場における熱中症対策の徹底について（要請）

労働行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、令和6年の滋賀県の職場における熱中症による労働災害は10件発生し、過去10年間で2番目に多い結果となり、平成30年以降は多発傾向にあります。

本年は、気象庁の3か月予報（6～8月）によると、滋賀県を含む西日本で、平年より気温が高くなると予想され、熱中症による労働災害が多く発生することが懸念されます。

また、熱中症の重篤化による死亡災害を防止し、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見して適切に対処することを目的として、事業者に対し、令和7年6月1日から、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」が義務付けられました（別添参照）。 ※別添は改正安衛則の施行通達（添付略）

つきましては、会員企業等に対して、義務化された熱中症対策の周知を図っていただき、職場における熱中症対策が徹底されるよう要請いたします。

（別記関係団体の長） 殿

令和7年6月2日

滋賀労働局長 多和田 治彦

要請先団体一覧

- 1 公益社団法人 滋賀労働基準協会
- 2 一般社団法人 日本ボイラ協会京滋支部
- 3 一般社団法人 日本クレーン協会滋賀支部
- 4 建設業労働災害防止協会滋賀県支部
- 5 陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部
- 6 林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部
- 7 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部